

	新型コロナウイルス感染症への対応について (区主催イベント等に関する対応方針)
と き	2月26日(水)決定
と ころ	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
<p>26日(火)区は危機管理対策本部を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と区民の不安解消のため、区が主催するイベント等に関する対応方針を定めた。</p> <p>また、区職員に対して、新型コロナウイルス感染症への注意喚起を図るとともに、職員として取るべき対応について周知した。</p> <p>なお、この対応方針に基づき、3月22日(日)に開催を予定していた「練馬こぶしハーフマラソン2020」については、28日に実行委員会を開催し、中止を決定する予定。</p>	

【対応方針の概要】

区主催イベント等に関する対応を下記のとおり定め、令和2年3月末日まで継続する。

今後の流行状況や国・東京都の感染防止対策を踏まえ、概ね3月16日を目途に見直しを行う。

屋内でのイベントは、食事を提供するもの、大規模なイベント(概ね100人以上)は、原則として延期または中止する。

屋内の大規模イベントであっても、この期間に実施する必要のあるもの(卒業式、事業説明会など)は、できる限りの感染予防対策を講じたうえで実施する。

事業によっては式典を簡素化するなど内容を工夫する。

屋外イベントは、食事を提供するもの、特に大規模なもの(概ね1,000人以上)は原則として延期または中止する。

詳細は、別添「区主催イベント等に関する対応方針」のとおり

【職員への周知】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を収集すること
- ・手洗いの徹底、必要に応じてマスクを着用するなど、各自、感染予防対策をとること
- ・発熱等の風邪症状がみられるときは、無理に出勤しないこと
- ・発熱等の風邪症状が数日続いた場合は、厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」に基づいて対応すること。あわせて、職場への連絡を遅滞なく行うこと
- ・所属長は、職員から新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとの連絡を受けた場合には、当該職員の状況を十分確認のうえ、職員課へ連絡すること
- ・以上の内容については、外郭団体や委託業者など、区関係事業者にも徹底すること

【問い合わせ】

総括的事項	危機管理課 安全安心係	電話03-5984-1027
・区職員	職員課 人事企画担当係(労務担当)	電話03-5984-5784
・感染予防対策	健康推進課 庶務係	電話03-5984-2482
・小中学校	教育指導課	電話03-5984-5759
・ハーフマラソン	シティマラソン担当係	電話03-5984-3555

令和2年2月26日
練馬区

区主催イベント等に関する対応方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と区民の不安解消のため、区が主催するイベント等に関する対応を下記のとおり定める。

この方針は3月末までのものとし、今後の流行状況や国・東京都の感染防止対策を踏まえ、概ね3月16日を目途に見直しを行う。

記

屋内でのイベントについては、食事を提供するもの、不特定多数の人が集まる大規模なイベント(概ね100人以上が一堂に集まるもの)は、原則として延期または中止とする。

屋内での大規模なイベントであっても、この期間に実施する必要があるものは、できる限りの感染予防対策を講じたうえで実施する。事業によっては、式典を簡素化するなど内容を工夫する。

(例) 卒業式、事業説明会 など

屋外でのイベントについても、食事を提供するもの、特に大規模なもの(概ね1,000人以上の人が一か所に集まるもの)は、原則として延期または中止する。

その他のイベントについては、重症化リスクが高いとされる高齢者が換気の効かない部屋に集まる場合は延期または中止するなど、事業ごとに感染リスクの評価を行い判断する。そのうえでイベントを開催する場合は、できる限りの感染予防対策を講じる。

感染予防対策について

- ・発熱等の症状がある人への参加自粛の要請(事前告知段階から行う)
- ・マスクやアルコール消毒液の用意
- ・手洗いの徹底、咳エチケットについての声掛け、ポスターの掲出
- ・定期的な部屋の換気 など

1 練総職第2379号
令和2年2月26日

各部（室・局）長 様

総務部長 堀 和夫
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症にかかる職員の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、都内でも感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しています。

職員においては、厚生労働省をはじめ関係機関から発せられる指示に従うとともに、冷静かつ適切な対応に努めることが必要です。

については、貴職におかれましても、下記事項を各職員に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本対応については、令和2年3月末までとしますが、状況の変化に応じて別途通知をいたします。

記

- 1 職員は、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を収集するとともに、手洗いの徹底、必要に応じてマスクを着用するなど、各自、感染予防対策をとること。
- 2 発熱等の風邪症状がみられるときは、無理に出勤しないこと。
- 3 発熱等の風邪症状が数日続いた場合は、厚生労働省が示す「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」に基づいて対応すること。あわせて、職場への連絡を遅滞なく行うこと。
- 4 所属長は、職員から新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとの連絡を受けた場合には、当該職員の状況を十分確認のうえ、職員課へ連絡すること。
- 5 以上の内容については、外郭団体や委託業者など、区関係事業者にも徹底すること。

【参考】

（厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（練馬区ホームページ 新型コロナウイルス感染症関連情報）

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kansensho/2019-nCoV.html>

【担当】総務部（人事戦略担当部）職員課

人事企画担当係（労務担当）

直通（5984）5784

内線 5661